報告的な登記原因証明情報及び登記承諾書

　　都市計画法第32条の規定に基づき同意を得ておりました下記の土地について、

　　　　　年　　月　　日、同法第36条第3項の完了公告を受けましたので、同法

　第40条第　項の規定により稲沢市へ所有権移転の登記を嘱託されることを承諾し

　ます。

　１　当事者

　　　　権利者（甲）　　稲沢市

　　　　義務者（乙）　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　２　登記の原因となる事実又は法律行為

　　（１）乙は、甲に対し、　　　　年　　月　　日、都市計画法第40条第　項の

　　　　　規定により帰属した。

　　（２）よって、下記不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

　　　　　年　　月　　日　　名古屋法務局一宮支局

　　上記の登記原因のとおり相違ありません。

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

稲沢市長　　殿

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不動産の表示 | | | | | |
| 稲沢市 | | | | | |
| 町　　名 | 地　番 | 地　目 | 地　　積　㎡ | | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

報告的な登記原因証明情報及び登記承諾書

　　都市計画法第32条の規定に基づき同意を得ておりました下記の土地について、

　　　　　年　　月　　日、同法第36条第3項の完了公告を受けましたので、同法

　第40条第　項の規定により稲沢市へ所有権移転の登記を嘱託されることを承諾し

　ます。

付替えの場合は第１項

新設の場合は第２項と

なります。

　１　当事者

　　　　権利者（甲）　　稲沢市

　　　　義務者（乙）　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　２　登記の原因となる事実又は法律行為

　　（１）乙は、甲に対し、　　　　年　　月　　日、都市計画法第40条第　項の

　　　　　規定により帰属した。

　　（２）よって、下記不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

　　　　　年　　月　　日　　名古屋法務局一宮支局

　　上記の登記原因のとおり相違ありません。

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

稲沢市長　　殿

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 不動産の表示 | | | | | |
| 稲沢市 | | | | | |
| 町　　名 | 地　番 | 地　目 | 地　　積　㎡ | | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |